

市からのお知らせ

(5月26日現在・今後の状況によって変更あり)

○小・中学校は6月1日(月)から再開します

新型コロナウイルス感染症予防に十分に注意を払ったうえで、下記のスケジュールで授業を再開します。また、年間の授業時間数を確保するために、長期休業日の短縮や土曜授業を実施します。その他、各校の行事については開催の可否を十分に検討するなど、具体的な計画を作成し、教育活動の実施を進めます。地域の皆さまには、ご理解ご協力をお願いします。

1.今後のスケジュール

- 6月1日(月)～ 午前・午後と分けて分散登校
給食は午前登校の児童生徒を対象に実施
- 6月9日(火)～ 一斉登校開始

2.授業時間確保について

- ①長期休業日の短縮
夏季休業日 8月1日～16日(16日間)(例年36日間)
冬季休業日 12月27日～1月5日(10日間)(例年15日間)
- ②土曜授業(半日)の実施
中学校は9月～令和3年2月まで実施(原則第3土曜)
小学校は9月～11月まで実施
(3カ月のうち2回、原則第3土曜)

○保育園や放課後児童クラブは、順次、通常開園・開所します

保育園 6月1日(月)～、放課後児童クラブ 6月9日(火)～
※5月18日(月)から再開していますが利用の自粛をお願いしています。

○市の施設は、感染防止対策ができた施設から順次開所します

市民生活において必要なもの、利用者が特定できるものなどを優先に実施します。
※観光施設は、今後の全国の感染状況を踏まえて開所の時期を判断します。

○市主催のイベントは、感染防止対策を徹底のうえ参加者数に制限を設け実施します

開催の目安 参加者が特定できるもの、屋内は参加者数100人以下で施設収容人数の半分以下まで、屋外は参加者数200人以下まで。
※民間主催のイベントなどについては、上記の例を参考にしてください。

○各種健診を順次再開します

市民の皆さまへ メッセージ



世界中の人々を不安と恐怖に陥れている新型コロナウイルス感染症は、未だに終息の時期が見えていません。岐阜県の緊急事態宣言は解除されましたが、ワクチンの開発にはまだ時間がかかりそうです。私たちは身の回りにウイルスが潜んでいることを意識して「コロナと共に生きる新しい日常生活」を刻む必要があります。感染から自分自身を守ることが、ひいては家族や職場、地域社会を守ることになることを理解していただき、これからも気を緩めることなく行動されるようお願いいたします。

高山市長 國島芳明

【子育て世帯への臨時特別給付金】の支給対象者の方に案内文書を発送しています

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て生活を支援するため、対象児童1人につき1万円を支給します。
支給対象者 令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の受給者
※特例給付(所得制限限度額以上)の受給者は対象外
対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童(3月分の対象となる児童含む)

※平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童(新高校1年生などを含む)

申込 支給対象者へは案内文書を発送していますので、以下のとおり手続きください。

受給される方 申請などの手続きは不要。

※児童手当を受給している公務員の方は、9月末までに申請書の提出が必要です。

受給を辞退される方 受給拒否の届出書の提出が必要

問合せ 子育て支援課 ☎35-3140

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、市HPで随時更新しています

問合せ 市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(健康推進課内) ☎35-3160



特別定額給付金の申請期限は、8月11日(火)まで。お忘れなく申請ください。